

令和2年 第2回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和2年2月25日		開会場所	ふじみ野市役所第2庁舎2階 B302会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和2年2月25日	午後1時30分	議長				
	閉会	令和2年2月25日	午後3時4分	議長				
議長	新井良司							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	粕谷 雄一		出	10	有山 茂幸		出	
2	久保田 清		出	11	岸 勇		出	
3	駒井 一正		出	12	高野 喜好		出	
4	早川 英希		出	13	浅海 伊佐男		出	
5	嶋田 利行		出	14	新井 良司		出	
6	鈴木 智之		出	15	柳川 嗣於(最)		出	
7	富田 博明		出	16	塩野 和義(最)		出	
8	星野 秀雄		出	17	宮寺 康夫(最)		出	
9	原田 宏美		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		14名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
本橋 直人								
松田 薫樹								
飯塚 勝貴								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和2年2月25日</p> <p>議 長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和2年2月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所第2庁舎3階B302会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に6番・7番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	2番委員	<p>現地は既に事前に着工しているが問題は無いのか。</p>
	事務局	<p>市街化区域内なので、受理通知日以降に着工していれば問題はありません。</p>
	7番委員	<p>届出地は筆の一部は分筆せずに農地転用届出を行い、駐車場として使われていたとのことだが、課税についてはどうなっていたのか。</p>
	事務局	<p>駐車場部分は現況地目で課税されるので雑種地扱いと思われます。</p>
	議長	<p>他に質疑はありますか。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
	議長	<p>報告案件ですので、報告第4号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件3件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
	議長	<p>質疑を求めます。</p>

日程第5	7番委員	1番の案件について、受人の持ち分は。
	事務局	2分の1ずつです。
	11番委員	国籍で何か違いはあるのか。
	事務局	農転上、国籍は関係なく要件は同じです。
	7番委員	2番の案件について、受人と渡人の関係は。
	事務局	夫婦です。
	議長	他に質疑はありますか。
	全委員	なし。
	議長	報告案件ですので、報告第5号について終了します。
	議長	日程第5、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を議題とします。
事務局		案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
		議案書朗読、説明。
		受人は現在、主に野菜を栽培していますが、国道254バイパス沿道地区開発計画の進捗に伴い、受人所有農地が全て同地区に含まれており将来的に農地が無くなってしまうため代替地を探していたところ、渡人は高齢となり所有する田を管理することが難しくなっているため管理してくれる人を探しており、双方の条件が一致したため渡人所有の農地全てを購入することになりました。
		受人は農地法第3条の下限面積要件を満たしており、また、トラクター1台所有のほか農業用機械等も稲作を行うために借りる予定であるとのことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えています。
議長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。	
6番委員	2月12日に7番委員、事務局2人の4人で現地調査を行いました。	

	<p>議長 17番委員</p> <p>議長 7番委員</p> <p>事務局 9番委員</p> <p>事務局 7番委員</p> <p>事務局 15番委員</p>	<p>現地は田として耕運されており農地として管理されていま した。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>現地報告のとおり農地として管理されており問題は無いと 思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>受人は今まで稲作は行っていなく農業機械を所有していな いと思うが、所有権移転後に本当に稲作を行うことができるの か。</p> <p>申請書には稲作を行うための農業用機械は借りると書かれ ています。</p> <p>受人の農業用機械の所有状況について、事務局で受人宅へ行 って確認しているのか。</p> <p>確認はしていません。</p> <p>私が確認する限りでは受人は稲作経験が無く、また、渡人は 相対にて他の方に稲の作付を行ってもらっている状況なので 所有権が受人になっても状況は変わらないのではないかと 思います。</p> <p>再度、受人の今後の営農意思や計画を確認した方が良いので はないかと 思います。</p> <p>また、申請目的が経営規模拡大となっているが表現が違うの ではないかと 思います。</p> <p>受人の農地は国道254バイパス沿道地区開発計画に全て 含まれるため、今回の申請はその代替地を購入するということ が主のため、指摘のとおり経営規模拡大という目的は適してお りません。</p> <p>経営の目的については表現を再度確認します。</p> <p>渡人は現在、他の方に所有農地の作付を行ってもらってい る。今後も申請地は畑としてではなく田として使われ、また、</p>
--	---	---

日程第 6	議 長	<p>管理についても引き続き同じ方に受人がお願いしていく可能性が高いと思われる。</p> <p>申請書では 3 条の基準を満たしていますが、各委員から受人の農業経営の実態について色々と意見が出ましたので、受人に改めて申請後の農業経営計画について確認してもらい、この案件については継続審議とすることでいかがでしょうか。</p>
	全 委 員	異議なし。
	議 長	<p>異議なしとのことで、議案第 4 号の案件につきましては継続審議とします。</p> <p>議案第 4 号について終了します。</p>
	議 長	<p>日程第 6、議案第 5 号 農用地利用集積計画の利用権設定について、6 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>借人は自宅近辺の農地で野菜を作付していたが、農地転用を行ったため作付する農地が無くなってしまったので作付できる農地を探していたところ、借人の農地を貸してもらえることで同意しました。</p>
	議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
	6 番委員	<p>2 月 1 2 日に 7 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。</p> <p>現地の地目は田ですが、畑として使用されていました。</p>
	議 長	地元委員さんは何かありますか。
	15 番委員	現地は水に強いサトイモ、トマト、キュウリ等の葉物が作付され畑として使われています。
	議 長	質疑はありますか。

1 番委員	農地法 3 条と同じく 5, 0 0 0 m ² の下限面積要件は適用されるのか。
事 務 局	下限面積要件を満たしていることが望ましいですが、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定を設定する際の下限面積要件はありません。
議 長	他に質疑はありますか。
全 委 員	なし。
議 長	質疑がないようでしたら、案件について承認してもよろしいですか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議なし賛成により、議案第 5 号 1 番の案件につきましては原案のとおりに決定します。
議 長	議案第 5 号 2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
事 務 局	議案書朗読、説明。 貸人は高齢のため田の管理を行うことが難しくなってきたため、平成 3 1 年 1 月に議決された川崎東谷地区の案件と同じく、埼玉県農林公社を通した農地中間管理事業として川越市の担い手の方に小麦を作付する目的で農用地利用集積計画の利用権設定を行います。
議 長	この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。
7 番委員	2 月 1 2 日に 6 番委員、事務局 2 人の 4 人で現地調査を行いました。 該当筆は耕運されており、既に小麦を蒔いていた状態でしたが、別の該当筆は 1 面葎が背丈位の高さで生えており、直ぐには農地として使える状態ではありませんでした。
議 長	地元委員さんは何かありますか。

11 番委員		<p>現地調査の報告のとおり、該当の筆は直ぐに農地として使える状態ではありません。</p>
議 長		<p>質疑はありますか。</p>
7 番委員		<p>今までに現地調査に行った農地は調査事前にきれいに耕運されている場合が多い中、ここまで荒れた農地は見たことが無い。</p>
事 務 局		<p>葎を刈ってから等、何か条件を付けてから貸借を認めるべきなのでは。</p>
事 務 局		<p>貸人は耕作できる状態では無く管理することが難しいため、貸す段階で必ずしも農地がきれいに管理されている状態になっていなければならない訳ではありません。</p>
7 番委員		<p>また、借人に対しては埼玉県農地中間管理機構を通じて、該当の筆の管理について指導するようにします。今後の経過を観察して、改善されない場合については農業委員会からも指導することを検討します。</p>
7 番委員		<p>小麦についてはある程度の収穫量が無ければ補助の対象にはならないのか。</p>
事 務 局		<p>借人が小麦の補助金の助成を受けているかは川越市に確認しなければ分かりませんが、ある程度の収穫量と品質が無いと受けられません。</p>
議 長		<p>他に質疑はありますか。</p>
全 委 員		<p>なし。</p>
議 長		<p>質疑がないようでしたら、議案第5号2番の案件について承認してもよろしいですか。</p>
全 委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なし賛成により、議案第5号2番の案件につきましては原案のとおり決定します。</p>
議 長		<p>議案第5号3番から6番の農用地利用集積計画の利用権設</p>

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p>	<p>定の更新の案件は関連があるので、事務局から議案の朗読及び一括して説明を求めます。</p> <p>なお、更新の案件について現地調査は行っていません。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>4件共に川崎東谷地区の案件で、3年前に引き続き農用地利用集積計画の3年間の利用権設定を更新する案件です。</p> <p>この案件について質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、議案第5号2番の案件について承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、議案第5号3番から6番の案件につきましては原案のとおり決定します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和2年第2回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後3時4分)</p>
--	--	---